

## 基本計画部会第3ワーキンググループ(第4回) 議事概要

1 日 時 平成 22 年 8 月 16 日 ( 月 ) 13 : 00 ~ 14 : 30

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

廣松委員(座長)、縣委員、安部委員、山本委員

### 【府省・地方公共団体等】

総務省政策統括官(統計基準担当)、総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

### 【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐、上田総務省政策統括官(統計基準担当)管理官補佐、森総務省政策統括官(統計基準担当)主査

4 議事次第 ( 1 ) 基本計画部会第3ワーキンググループの意見書について

( 2 ) その他

5 議事概要

第3ワーキンググループ意見書の審議に先立ち、日本銀行、東京都、大阪府から、前回ヒアリングが行われた人材育成について説明が行われた。その後、質疑応答が以下のとおり行われた。

- 東京都では、統計分析業務に対する公募の説明があったが、最長でどのくらいの期間、統計の業務に携わったことがあるか。  
公募の取組は平成 16 年から実施している。公募にかかわらず、統計部では長くいる職員で 10 年ぐらい。東京都では、できるだけ色々な部署で活用するというので、例えば、同じ課に引き続き 6 年以上在職した場合は異動対象となるのが原則。他の部署に行ってまた統計部に戻ってくる方もいるので、通算すると長い職員はいる一方で、頻繁に変わる職員もいるというのが現状。
- 日本はどちらかというとジェネラリスト志向で、スペシャリストとして同じ人を同じ所属に留める人事をしない傾向にあるが、分野によってはスペシャリストが必要。統計も同様であり、地方自治体や各府省でどのようにするかは重要な問題だが、できるだけスペシャリストを育てる方が良いという考えを基に第3WG意見を述べるのか。  
基本計画の中では、統計分野のスペシャリストの養成に関してある程度触れている。基本計画そのものは始まったばかりであり、成果がどの程度出ているかはまだ判断が難しいところだと思うが、専門職員を育てたいという基本理念は持っている。
- 基本計画との関連ではリソースの確保が重要視されてきたが、現状で非常に問題に感じているところ

があればご教示いただきたい。

日本銀行も業務概況書等により人員の総数を抑制する中であって、統計については、統計の種類や業務が増えているという実情があり、統計をしっかりと作っていくために、ここ数年では微増を果たしている。日本銀行は行政機関ではないが、公的統計を世の中に発表していく上で必要不可欠なリソースを確保している。

東京都では、国勢調査や経済センサスなど、きちんとした信頼性の高い一次統計を作り上げることが主要な責務であり、そのために必要な人員・組織要求を都庁内でいき、確保するように努めているところ。

大阪府でも行政改革により年々職員数の削減が避けて通れない状況ではあるが、その中で必要数の確保ということで、最大限の努力をしている。統計の調査内容が複雑化し、数が増えていく中で、優秀な人材を確保する観点から、人事当局に対して、できるだけ統計調査の業務の内容を理解していただくとともに、関心の高い職員をできるだけ確保していただくよう働きかけを行っている。また、独自の研修として、人事異動後早い段階で統計に関する基礎知識について転入者研修を実施し、各種統計業務に必要なパソコン技術を養成するためのOA研修も行なっている。

#### (1) 基本計画部会第3ワーキンググループの意見書について

各委員から、資料1に基づき委員提出意見について説明が行われ、その後、質疑応答が以下のとおり行われた。

- evidence-based policy making の概念が何回か出てくるが、それに関わる項目は、例えば、統計法第29条の「協力の要請」や第32条の「調査票情報の二次利用」、あるいは基本計画の第3「5 その他」(1)の「府省間でのデータ共有や提供の推進」のような行政機関相互のことか。政府の政策だと思うが、policy making をどの範囲と考えるのか。

統計法の規定は evidence-based policy making を含めた行政施策の推進の一つとして統計を作ることになっており、社会の情報基盤として統計を作るために必要な規定が盛り込まれている。

evidence-based policy making は色々なところに関係している広い概念とご理解いただきたい。

委員提出意見として書いたが、統計というものがどうして必要なのかということの一つの理由として、やはり evidence-based ではない政策はまずいのではないかと、という意見は広く共有されていると思う。

- 二次利用のことが対社会的なこととして理解されているように思われる。行政外からの二次利用について着目されているようだが、行政内でも当然二次利用があるのではないのか。

行政組織内による二次利用については、統計法施行状況報告の24~26ページに示されており、今回は利用実績という形でまとめられている。また、政策評価において公的統計の利用が行われていることは事実であるが、そこまでは入っていない。

廣松座長から、資料2に基づき、第3ワーキンググループ意見書(案)について説明が行われた。その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 2ページの3(1)に「二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない」という記述があるが、この理由は何か。

制度上は利用可能な調査が制限されているわけではないが、各府省のデータの整備状況等から、現在は限られた統計調査のみのデータが提供されている。それが、現状、匿名データでは4調査、オーダーメイド集計では6調査であって、このような記述になっている。

- 2ページが一番下で「統計調査について順次拡大していく必要がある」と指摘しているが、どのような見通しか。どのような点を解消すれば、二次的利用の対象となる統計調査の範囲が拡大されていくのか。

匿名データについては、データを見ても個体が識別できないようにするためにどの情報を消さなければならないかという点など、秘匿性の確保にかなりの研究・検討を要する。現在、匿名データについては4統計調査を提供しているが、それは、一橋大学との共同研究等により検討した上で、これであれば匿名データとして提供できるであろうということで開始したもの。今後の見通しについては、現在匿名データを提供している4統計調査以外のものについても秘匿性の確保の検討を進めており、結論が出た段階で提供するデータを拡大していくことになる。

- 利用目的の拡大という議論が出ているが、具体的にはどういう拡大の可能性を念頭に置いているのか。

現状は、オーダーメイド集計については学術研究目的と高等教育目的、また、匿名データについては、それらに加え国際的に比較可能な統計作成目的となっているので、これを拡大するという。最初の質問に関して、匿名データについては、一橋大学の研究所を通じた試行的な提供を行った上で4調査が現在提供されているが、提供するときにはかなり慎重にならざるを得ないところもあり、まだ検討段階という調査がいくつかある。今年度中、あるいは来年度くらいには、もう少し数が増えて徐々に拡大していくのではないかと期待している。2番目の利用目的の拡大については、最も広く言われているのは、商用目的はどうかということだと思う。一足飛びにそこまでいけるかどうかは、法的な意味での検討や技術的な検討も必要だと思う。それと同時に、高等教育ということで、教育目的に関しても限定されており、主として大学院レベルが念頭に置かれているが、学部レベル等の提供に関してどのように考えるか、その点も具体的に検討していただく必要がある課題ではないかと考えている。

- 別添2の「国際統計分野で活躍できる職員」という部分は、2の「施策の施行状況」には記述があるが、3の「現状と課題」や4の「取り組むべき統計整備の方向性」に記述がないように見える。ヒアリングの際にもいろいろな意見が出ており難しいと思うが、4の「方向性」にも記載できないか。

2と3のところでは「国際統計分野」や「国際的な舞台」という表現があるが、4には具体的な表現がないというのはご指摘の通り。高度な専門性を高めることによって、結果として国際的な舞台で貢献できるような方向に持って行きたいという考え方であるが、もう少し具体的に記述を加えた方が良いという意見か。

- ヒアリングで詳しくはお聞きできなかったという気はしているが、アイデアをもっている府省はあるという印象は持った。アイデアがあっても結果としてなおざりになってしまうと、取組が後手に回ってしまうのではないかと懸念がある。4の の後に、「それによって国際的にも活躍できる統計職員の育成にも資する」などを加えてはどうか。
- 基本計画にも「統計の国際的な標準化などの取組に、我が国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を育成し、確保することが不可欠となっている」との記

載がある。

- 個人的には、必ずしも全ての分野で日本が遅れているというわけではなく、例えば国際ＩＯ等は、日本がかなりイニシアティブを取って実際に作成をした分野であろうと思う。あるいは、現状、日本がイニシアティブを取っている分野は必ずしも多くないかもしれないが、統計の分野でシティグループという、各国のそれぞれの専門家が集まって議論しているグループがある。日本も入っているが、特定の分野の統計の作成等に関して、今後日本がイニシアティブを取っていけるようなこともあり得るのではないかと思う。その意味で、もう少し、４のところの国際的な分野における貢献の表現を少し補足した方がいいのかもしれない。

基本計画にも書かれているとおり、今、統計は国際標準の流れが加速しており、日本がイニシアティブを取るというよりは、日本が参加しないと、日本の実状に合わない国際マニュアル、標準化が進んでしまうという恐れがある。これまで SNA あるいは、いろいろな物価価格の統計等のマニュアル作りには日本の意見が取り入れられているが、ここに来て急激に新しいバージョンに向けて革新が進んでいる。その際、日本の実状をしっかりと海外、世界に向かって伝え、しっかりと書き留めてもらうという交渉が必要。そういったニーズに対して、どうやって国際的な人材を育成していくのかということだろうと思う。国際統計分野の職員が何をしてくるのかということ、やや具体的に「取り組むべき統計整備の方向性」の中に記述することは、一つの案ではないか。

国際性といったときに、 にある専門性の向上が図られているかという点に起因するのではないか。専門性なければ、いくら語学能力が高くても対応できない。

- の専門性向上の部分の中に、国際的な標準化も視野に入れるというようなことを、もう少し具体的に含めて書くということでもいいのではないか。

ご指摘のとおり、２の「施行状況」、３の「施行状況を取り巻く現状と課題」では、「国際統計分野」とか「国際的な舞台で議論をリードできる」という表現があるにもかかわらず、４で表現が抜けていることは事実であるので、国際性についても補足をしていただいた方がわかりやすいと思う。その方向で文章は修文させていただく。

- ５ページの の文言で、「例えば、留学制度の活用、比較的若い研究を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいし、」という部分の趣旨がわかりにくい。  
趣旨がもう少し明確となるような文言に修文したい。

## (2) その他

上記の「第3ワーキンググループ意見書(案)」に関し、(別添2)の4「取り組むべき統計整備の方向性」に国際性について記載すること及び の文言を修正することとなった。修文は座長に一任されることが了承された。本日の意見を踏まえた意見書を基本計画部会に示すこととなった。

最後に、廣松座長から出席の委員及び各府省・地方公共団体等オブザーバーへの謝意が述べられ、第3ワーキンググループを終了した。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >